

質問者氏名 森 美彦

目安時間 55分

1 生活保護費削減について

厚労省は、2013年から最大10%の保護費を削減し、さらに今年10月から最大5%の引き下げを進めようとしている。

(1) 削減によって生活実態はどうなったか

2013年から行われた生活保護基準の大幅な引き下げにより、当事者の生活にどのような影響があったのか、区として調べたのか尋ねる。改めて実態調査すべきではないか。

また、2018年10月からの引き下げで保護費が減額されることに対する当事者の意見や要求を集約すべきではないか。

(2) 低所得者向け施策への波及影響について

10月からの生活保護費の削減を実施すれば、広範な区民の暮らしに影響を与える。住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などで、低所得世帯の生活悪化に連動する。低所得者向けの多くの施策で影響が出るが、国・都・区を合わせて何施策に影響するか。

(3) 生活保護費の削減に反対を

政府は、生活保護費削減の理由として、「生活保護を利用していない低所得世帯の生活水準が下がったから、それに合わせて引き下げる」としている。こうした理由による5年ごとの削減を繰り返せば、際限のない「貧困の悪循環」をもたらすことになる。区長として、貧困と格差を是正する立場から、10月からの生活保護費の削減に反対すべきではないか。

(4) 生活保護の捕捉率について

生活保護の捕捉率（利用の要件がある人のうち実際に利用できている人の割合）は、2～3割とされる。目黒区として、どのように捕捉率を上げる（「漏給」をなくす）努力をしているか。

2 子ども総合計画改定に向けた取り組みについて

(1) 子どもたちの意見を十分に聴くべき

業者へ基礎調査を業務委託するだけでなく、保育、学童保育など分野別に当事者を加えた検討会を設置するとともに、子ども条例の意見表明権を踏まえ、子どもたちの意見を十分に聴くべきではないか。

(2) 子どもと貧困対策について

今度の改定において、ひとり親家庭をはじめとする子どもと貧困対策については、しっかりとした位置づけのもと、虐待や非行、健康悪化で低所得の家庭の割合が多くなっている状況など、実態調査を徹底して行うとともに、総合的で具体的な目標値を示した計画とすべきではないか。

(3) 世界人権宣言70周年にふさわしく

世界人権宣言70周年にふさわしく、子どもの権利に関わる普及啓発事業や子どもたちによる懇談会、目黒区への子ども予算要望書づくりなどを旺盛に展開する考えはないか。

3 就学援助費の入学支度金の額を国基準に引き上げることについて

入学支度金の入学前支給が2019年4月の小・中学新入生から実施されることとなったが、金額については据え置かれたままである。国は、要保護児童・生徒に関わる入学支度金の基準額について、2016年度からすでに、小・中学生とも2万円台から4万円台に引き上げている。国の基準額以上になっている自治体は、すでに全国1,400を超え8割に達している。入学準備には10万円必要と言われている。目黒区では、準要保護を生活保護基準の1.2倍に設定している。家計のやりくりが本当に厳しい状況に置かれている子育て世帯への支援は待ったなしである。

目黒区でも、速やかに国基準額に引き上げるべきと思うがどうか。

4 孤独死ゼロの取り組みについて

専門家による2万人の高齢者を対象に行った調査で、「低所得の高齢者と、高所得の高齢者では、死亡率が3倍違う」という結果が出た。孤独死の割合においても、経済格差がある現実を是正していくことが強く求められている。

(1) 生活保護世帯への独自の取り組みについて

生活保護世帯のひとり暮らし高齢者が増加しているが、孤独死の実態はどうか。また、世間並みの交際費さえ乏しく、孤立しがちな状況におかれている当事者だからこそ、孤独死防止策の取り組みを生活保護世帯への独自の取り組みとして、さらに強化すべきではないか。非常通報システム及び生活リズムセンサーについては、2～3倍の利用率になってはいるものの、利用意向34%を目標値に、さらに設置促進を図るべきではないか。

(2) 区営住宅での孤独死ゼロに向けて

毎年、後を絶たない区営住宅での孤独死ゼロに向けて、区営住宅に住むひとり暮らし高齢者に対する案内と申請書を個別に郵送するとともに、区営住宅自治会に出向き説明のうえ協力を依頼するなどして、

非常通報システム及び生活リズムセンサーの普及促進を図るべきと考えるがどうか。

5 目黒一丁目都営住宅の一部廃止の動きについて

(1) 都に供給戸数を確保し増設するよう要望すべき

全都で最も都営住宅の少ない目黒区において、これ以上供給戸数を減少させることに對し、目黒区として東京都に、供給戸数を確保し少しでも増設するよう要望すべきではないか。

(2) 目黒区への移管建て替えを

目黒区への移管建て替えという方式が適用できないのか。その場合、敷地の有効利用の視点から保育園との複合化なども視野に入れることができるのではないか。

質問者氏名 吉野正人

目安時間 45分

1 指定管理者制度導入施設における施設職員の労働環境について

(1) 現状及び課題をどのように把握しているのか伺います。

(2) 今後、労働環境を整備する必要がある場合における指定管理者に対する対応についての見解を伺います。

2 地区プールを利用する障がいのある方への対応について

(1) 現在の対応状況、施設整備・各種器具配備の状況及び課題について伺います。

(2) 今後の施設整備・各種器具配備等の取り組みについて伺います。

3 現在不足している非常勤等の職員を募集する際は、待遇の改善や募集方法の工夫が必要であると考えますが、見解を伺います。

4 住区センター等の区有施設や設備を修繕する際には、区内業者に依頼することは重要であります。緊急性を要する修繕については、区内業者で対応が不可能な場合は、区外業者も利用できるような柔軟な対応が必要であると考えますが、見解を伺います。

質問者氏名 松 田 哲 也

目 安 時 間 30分

- 1 平成25年に閣議決定され自治体に求められた「データヘルス計画の作成と実施」について

目黒区は平成28年に作成し2年の期間を終えたが、まだそれが病気のリスク喚起や予防実施に繋がっていない。今後の計画はどのようなになっているか。

- 2 認知症の早期発見のための認知機能検査について

厚労省が提示している認知症チェックリストだけでは、早期に確実に発見することはできない。国立長寿医療研究センターが自治体と協力して行っているような認知機能検査を実施するべきではないか。

- 3 健康長寿延伸のための知的刺激や就労促進について

厚労省の「専門実践教育訓練給付金事業」や文科省の「職業実践力育成プログラム」を周知し、区の支援も行うべきではないか。

質問者氏名 小 沢 あ い

目 安 時 間 30分

- 1 難病指定傷病者の支援体制について

現在、政府指定の難病で苦しんでいる方々は、民間療法や転地療法といった様々な治療法を試み、補助制度が拡充されたとはいえ、情報不足や孤独感、難病との日々の戦いに孤独感を募らせることが多い状況にある。

(1) 平成27年から難病医療法が施行され、医療費助成を受けられる対象の難病が306となった。難病の症例数が増え、個別の対応や専門的見地からの支援の方法が多岐にわたるが、目黒区の膠原病、クローン病といった最近の難病支援体制について質問する。

(2) これらの難病患者に対し基礎的自治体である目黒区は、どのようなアプローチで患者さんたちに向き合い、また交流の場や情報交換の場づくりを提供しているのか質問する。

- 2 認知症患者探索サービスと包括支援センターを中心とした見守りについて

現在、高齢化が進み、目黒区では65歳以上で自立支援が必要とされる方は昨年度推計で6,623人。若年性の認知症も増加傾向にある中、認知症の症状の一つである徘徊行動では全国で1万人余りの行方不明者が社会問題化している。

そこで以下質問する。

(1) 認知症徘徊事案について

ア 昨年度の目黒区内で発生した徘徊事案の件数と発生時のフローについて問う。

イ 我が区が補助しているGPSサービスの実働数について問う。

(2) 今後の包括支援センター認知症相談員増員や時間延長をはじめとした、「認知症の方を見守る地域づくり」はどのような手順と課題で実施検討されているか質問する。

質問者氏名 竹村 ゆうい

目安時間 30分

いじめ、不登校、発達障害、暴力、貧困、虐待。学校で子どもが表す問題の背景には様々なものが複雑に絡み合っている。様々な問題に学校として対応していかなければならないが、教員勤務実態調査からも教員の長時間勤務・時間外労働は明らかで、教員の人材確保・適切な学級運営の観点からも教員の負担軽減は急務である。

現代の子ども問題を教職員だけで対応するには限界が生じていて、心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが新たな役割を担うこと、学校現場でその体制を構築することが必要である。

スクールソーシャルワーカーは、学校で関わる様々な問題についてソーシャルワークの視点から支援する専門職。スクールソーシャルワーカーの役割は、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教員等に対する支援・相談・情報提供。それぞれの学校の事情とニーズに合わせて活動する。

スクールソーシャルワーカーの配置形態は大きく2つ、細かく4つの方

式がある。一つは教育委員会配置型。教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する派遣方式と、複数校を定期的に巡回する巡回方式とがある。もう一つは学校配置型。特定の学校に配置する単独校配置方式と、拠点校に配置し近隣校を巡回する拠点校配置方式とがある。

1 スクールソーシャルワーカーのさらなる拡充について

29年度からスクールソーシャルワーカーを2人体制にして派遣しているが、相談実績を見る限り2倍3倍の増員が必要と考える。まずはスクールソーシャルワーカーの増員を早急に進め、派遣型から学校配置型への移行も早急に対応すべきと考えるが、見解を伺う。

2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職の常勤採用と、専門職チームを結成した拠点校配置について

複数のスクールカウンセラーをそれぞれ別の日に学校に配置するだけでなく、学校に関わる専門職同士の連携を高めるために同時に集える仕組みづくりも進めていくべきと考えるが、見解を伺う。

さらに、専門職機能を強化するためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤採用をすべきと考える。拠点校に常勤スクールカウンセラー、常勤スクールソーシャルワーカーを含めた専門職チームを配置し、その拠点から各校へチームを派遣する学校配置型への移行についての見解を伺う。